

保護者の皆さまへ

厚生労働省よりインフルエンザの流行期に入ったとの発表がありました。
インフルエンザに罹患した場合、登園停止期間が、解熱日によって変更になり、分かりにくいと思います。
抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらく残っています。
下記の表を参考にいただき、インフルエンザの蔓延を防ぐようご協力ください。

インフルエンザの登園停止期間について

インフルエンザは感染力が高く、短期間に多くの人にうつる可能性が高いため、
学校保健安全法の定めるところにより「登園停止」になります。

『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで』

	発症後5日を経過するまで出席停止						発症後5日を経過した後			
日・曜日を入れる	(/) 発症日	(/) 発症後 1日目	(/) 発症後 2日目	(/) 発症後 3日目	(/) 発症後 4日目	(/) 発症後 5日目	(/) 発症後 6日目	(/) 発症後 7日目	(/) 発症後 8日目	(/) 発症後 9日目
例 1	 発症	 解熱	 解熱後 1日目	 解熱後 2日目	 解熱後 3日目	発症後 5日を経 過してい ないので 休み	登園可能			
例 2	 発症	 発熱	 解熱	 解熱後 1日目	 解熱後 2日目	 解熱後 3日目	登園可能			
例 3	 発症	 発熱	 発熱	 解熱	 解熱後 1日目	 解熱後 2日目	 解熱後 3日目	登園可能		
例 4	 発症	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	 解熱後 1日目	 解熱後 2日目	 解熱後 3日目	登園可能	
例 5	 発症	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	 解熱後 1日目	 解熱後 2日目	 解熱後 3日目	登園可能

※ 登園時には登園許可証が必要です ※